



職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

平成29年10月
沖縄県人事委員会

I 本年の勧告のポイント

○ 月例給・ボーナスともに引上げ

- (1) 月例給は、公民給与の較差650円(0.19%)を解消するため引上げ
- (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ

II 公民較差の算出

【平成29年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に実施

- ・調査事業所数: 143事業所
- ・調査完了率: 88.8% (127事業所)

【平成29年職員給与等実態調査】

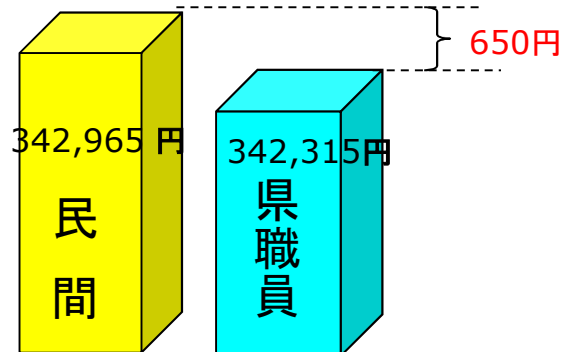
平成29年4月1日に在職する常勤職員を対象に実施。(ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。)

4,493人 ← 行政職給料表適用—新規学卒者
(4,543人) (50人)

比較

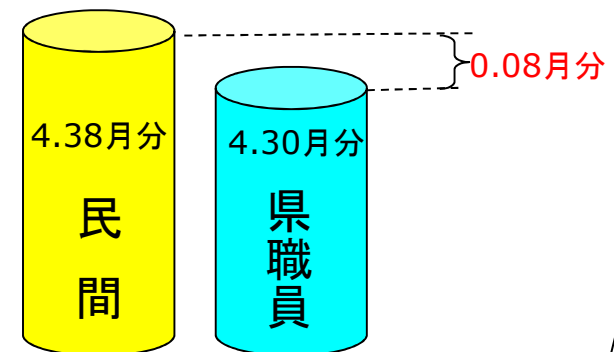
月例給

※ラスパイレス方式による較差算定



特別給

※年間支給月数で比較



Ⅲ 給与改定の内容①

(1) 給料表の改定 【勧告】

<行政職給料表>

- ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
- ・初任給引上げ（行政職大卒 現行178,200円 → 改定後179,200円）

<その他の給料表>

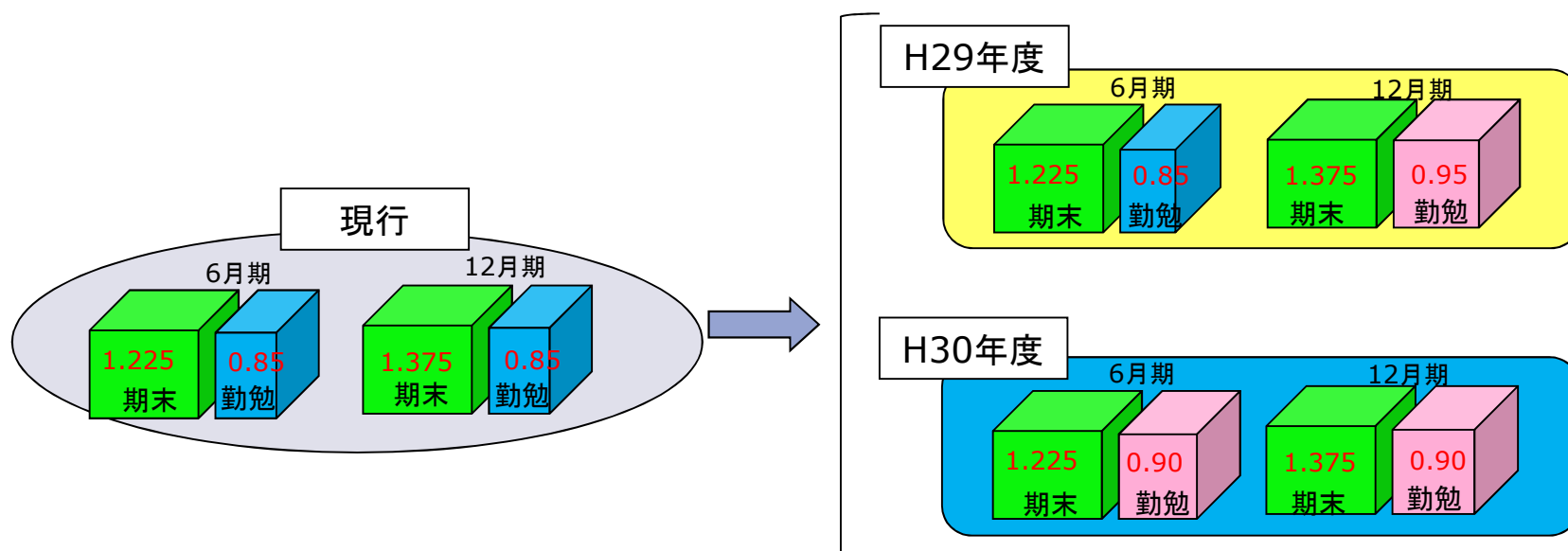
行政職給料表との均衡を基本に改定

Ⅲ 給与改定の内容②

(2) 期末手当及び勤勉手当【勧告】

年間の支給月数

現行:4.30月分 → 改定後4.40月分



Ⅲ 給与改定の内容③

(3) 初任給調整手当 【勧告】

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定
(現行413,800円 → 改定後414,300円)

(4) その他の課題

特勤勤務手当

国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き本県の社会経済情勢の実態把握等必要な検討

Ⅲ 給与改定の内容④

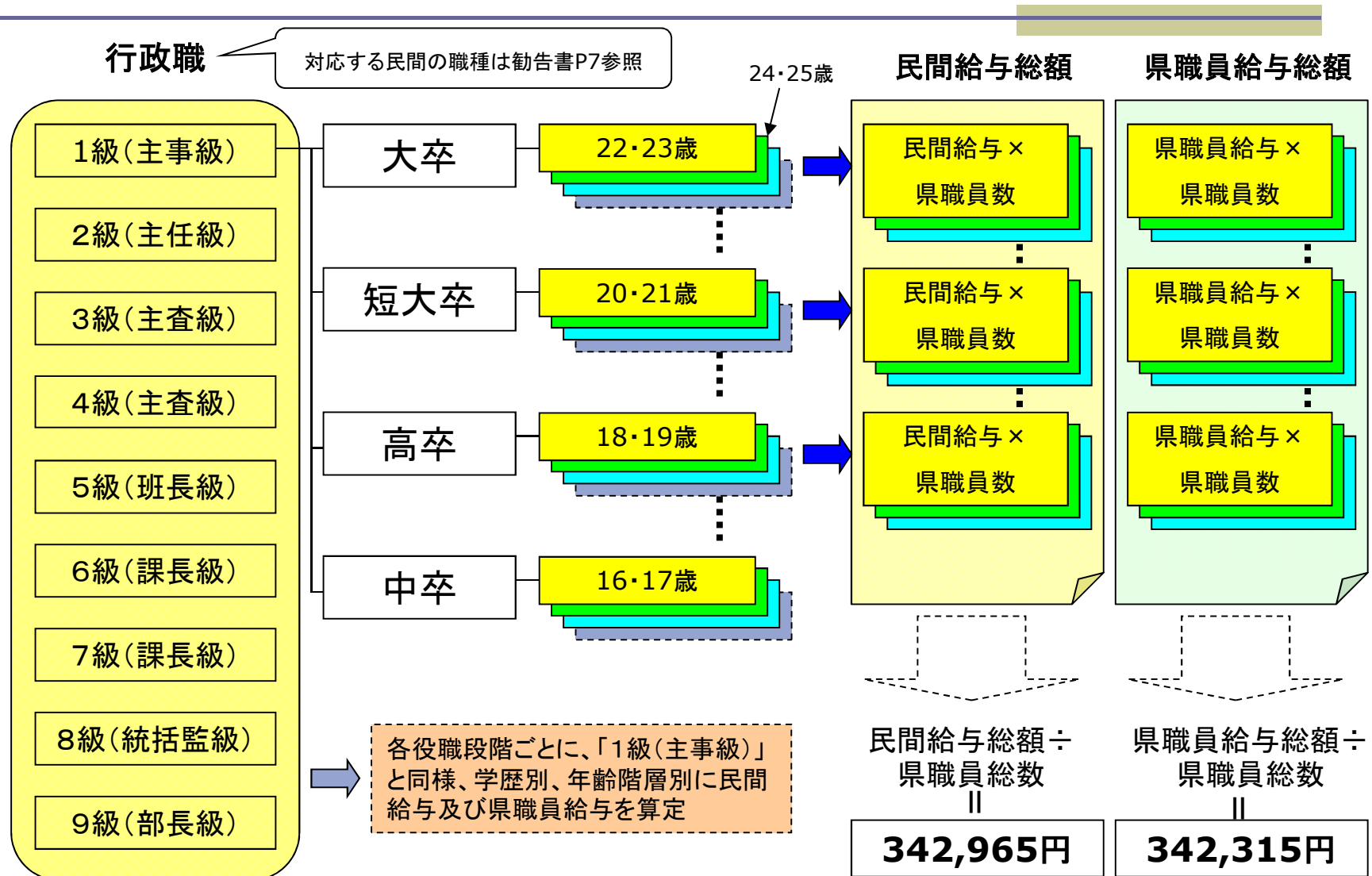
(5) 改定の実施時期

(1)及び(3)については平成29年4月1日から、(2)については条例の公布の日からそれぞれ実施

IV 公務運営に関する課題

- 働き方改革と勤務環境の整備
 - 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理
 - 仕事と家庭の両立支援の推進
 - 心身の健康管理
- 能力及び実績に基づく人事管理の推進
- 多様な人材の確保及び育成
- 高齢層職員的能力及び経験の活用
- 服務規律の徹底

(参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



(参考) 職員の平均年収推移

